

改元に伴う元号による年表示の取り扱いについて（周知）

厚生労働省より、改元に伴う元号の取り扱いについて、事務連絡がありましたので、周知いたします。

新元号の取り扱いにつきましては、別紙の方針に沿って取り扱うこととしますので、ご了承の上、適切に対応いただくようお願いします。

市の契約書等に記載される元号の取り扱い例

4月30日以前に市から作成する文書

⇒原則として「平成」で表記する。また、その文書の内容に5月1日以降の日付が含まれていても、全て平成表記としている。

5月1日以降に市が作成する文書

⇒新元号「令和」の表記とする。